

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役 三車 厚二

TEL:06-946-8011

## ○ 使途秘匿金課税について

Q：法人税の改正で使途秘匿金について強化課税がされることになりましたが、どのようなものが使途秘匿金に該当するのですか。

A：平成6年度の税制改正において、法人が平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に使途秘匿金を支出した場合には、損金不算入として取り扱われるのはもちろんのこと、その使途秘匿金の支出額に対して40%が追加課税されることとなっています。

つまり、使途秘匿金の支出については、通常の法人税負担のほかに、さらに40%の税負担がかかるわけです。

では、その使途秘匿金の支出とはどのようなものを言うのでしょうか。

- ① 金銭の支出であること
- ② 金銭以外の資産の引渡しは、贈与、供与その他これらに類する目的のためにするものに限ること
- ③ 相当な理由なく相手方氏名等（氏名又は名称、住所又は所在地、事由）を帳簿書類に記載していないこと
- ④ 資産の譲受けその他の取引の対価であって、その額が相当であると認められるものを除くこと
- ⑤ 相手方氏名等が記載していないことがこれを秘匿するためでないことが明白であるものを除くこと

企業側も不当や違法の支出がないよう、支出の健全化に取り組む必要があると言えます。

